

2024年度 船舶用消防設備整備技術講習会・研修会 実施要領

(装置名称：固定式泡消火装置、固定式局所消火装置)

株式会社 カシワテック

1. 講習会・研修会の概要

以下の通り、船舶用消防設備の整備技術者の資格に係る「新規取得のための講習会」及び「資格更新のための研修会」を実施致します。

講習会及び研修会では、学科講習と実技講習後、技量認定試験を実施し、合格者を船舶用消防設備整備技術者（ただし、(株)カシワテックの製造に係る固定式高膨脹泡消火装置、固定式低膨脹泡消火装置及び局所消火装置に限る。）として認定します。

- (1) 船舶用消防設備の固定式消火装置（低膨脹泡消火装置、高膨脹泡消火装置、局所消火装置）の実技講習を行います。実技講習は、MSC.1/Circ.1432 で点検整備を求められている事項に重点をおいて行います。
- (2) 日程は、講習会、研修会のいずれも合計1日です。
- (3) 受講者には技量認定試験として学科試験及び実技試験を実施します。実技試験は実技講習の時間内に実施します。（1回目の更新に係る研修会に限り、研修会受講者も技量認定試験を実施します。）
- (4) テキストとして、(一社)日本船舶品質管理協会が作成した「船舶用消防設備整備技術講習会指導書」及び(株)カシワテックの作成した資料を使用します。

1. 開催期日

2024年11月26日（火）

2. 開催場所

株式会社カシワテック 技術センター

〒306-0151 茨城県坂東市沓掛 1165-9

3. 募集人員

講習会・研修会 合計 約 15 名

* 先着順とさせていただきます。

* 複数名応募の会社様に調整いただく事がございます。

4. 受講資格

次の要件に適合する者としてします

- (1) 船舶用消防設備の整備業務又は製造業務を行っている会社に所属し、同業務に従事した2年以上の実務経験を有する方で(一社)日本船舶品質管理協会から承認を受けた方
- (2) あるいは、現在有効な船舶用消防設備整備技術者証をお持ちの方
- (3) 及び、(株)カシワテックと MSC.1/Circ.1432 に関する点検整備の業務契約を締結し、契約内容を履行できる会社に所属している方

さらに、次の追加要件に適合する方とします。

- (4) 当社消火装置に必要な基礎知識（流体、電気）を持った方
- (5) 外航船への点検整備が主な業務となること、また外航船を運航管理する顧客より点検報告書の英文作成を一般的に求められていることから、その程度の英語の理解力のあ
る方

さらに、(一社)日本船舶品質管理協会が実施した「船舶用消防設備整備技術 A 講習会・A 研究会」の学科講習（基礎知識・関係規則）を受講して認定試験（学科）に合格しているか、又は 2024 年度 9 月開催の学科講習（基礎知識・関係規則）を受講されていることが条件となります。

5. 受講料等

(1) 受講料

講習会・研修会 55,000 円（消費税 5,000 円を含む）

(2) 受講料の支払い

受講料のお支払いは次の口座にお振り込み下さい。なお、振り込み手数料は申込者にてご負担願います。

筑波銀行 猿島支店（店番号：219） 普通預金 38803

受取人名義： 株式会社カシワテック

6. 受講申し込み期限

2024年11月1日（金） 必着

7. 受講手続き

次の手順で行って下さい。

(1) 講習会参加申込書の提出

所属会社（事業場）の責任者は、別添1の講習会参加申込書に必要事項を記入の上、11月1日（金）（必着）までに、㈱カシワテック宛てメール添付で提出してください。

E-mail : kswts@kashiwa-tech.co.jp

なお、(一社)日本船舶品質管理協会の会員会社に所属している方以外の方が講習会を受講する場合は、受講資格を確認するために、所属会社の業務内容がわかる資料及び受講希望者の過去2年以上の整備業務従事実績がわかる資料（時期、点検整備を行った船舶の種類と大きさ、消防設備の種類と整備内容等を記載した一覧表等）を添付していただく場合があります。また、連絡先（電話番号又はメールアドレス及び担当者名）を明記してください。記載内容について確認の問い合わせをさせていただきます場合があります。

(2) 受講可否の連絡

申込書を受理した後、受講資格等を審査、調整のうえ、11月13日（水）までに、㈱カシワテックから所属会社（事業場）の責任者に受講の可否をメールで通知します。

(3) 受講料等の振込書の写し

受講可の通知があったときは、所属会社（事業場）の責任者は、11月20日（水）（必着）までに、次の書類等を郵送又は、メール添付にて提出してください。

① 受講料の振込書の写し

受講料については、「6. 受講料等」を参照してください。

なお、期限を過ぎても提出がなかった場合には、受講申込みを辞退されたものとさせていただきますのでご了承下さい。

(4) 受講票について

弊社では受講票の送付はしておりません。受講可否ご連絡の際、講習会・研修会受講可否通知書をメール添付にてお送りいたしますので、そちらを確認用として当日ご持参ください。

9. 受講にあたっての注意事項

- (1) 弊社に提出された書類、受講料は、特別な事情がない限り、返還しかねますのでご了承ください。
- (2) 宿泊については、受講者側で手配してください。
- (3) 受講者は、実技講習に参加する際には作業に適した服装と手袋を準備してください。

1 0. 整備技術者証の交付等

講習会又は研修会において実技講習を受講し認定試験に合格して、講習会終了後に開催される(一社)日本船舶品質管理協会の船舶用消防設備整備技術講習委員会において、所定の技量を有すると認められた者は、整備技術者として認定されます。

(株)カシワテックから認定された旨通知しますので、(一社)日本船舶品質管理協会あてに整備技術者証交付申請を行い、整備技術者証の交付を受けてください。交付にあたっては別途手数料3,140円(消費税285円含む)が掛かります。なお、整備技術者証は、(株)カシワテックと(一社)日本船舶品質管理協会の連名で発行します。(但し、(株)カシワテックが製造した消火装置に限ります。)

1 1. 点検整備に関する業務契約

(株)カシワテックとの間で、MSC.1/Circ.1432に定める点検整備に関する業務契約を締結して頂きます。

1 2. 参加申込書の送付先及び問い合わせ先

株式会社カシワテック 筑波センター

〒306-0515 茨城県坂東市沓掛1165-9

TEL : 0297-44-3851 E-mail: kswts@kashiwa-tech.co.jp

(担当 : 八川、マクマレン、)

以上